

○はやお委員長

次に、2の陳情審査。そのうちの新たに送付されました陳情書の①送付2-12、（仮称）四番町公共施設整備に関する陳情と、（2）の継続審査となっております陳情のうち、送付31-9、（仮称）四番町公共施設整備に関する陳情、②の送付2-7、四番町公共施設（仮称）整備計画に関して計画の再考と説明会の開催を望む陳情、以上3件ということになっておりますが、一括で審査させていただいてよろしいでしょうか。内容的にも計画だとか今のそれぞれの進捗がありますので。はい。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、資料も出ておりますので、まず、進捗につきまして執行機関からの情報提供をお願いします。

○加藤住宅課長 それでは、お手元参考資料1と2を二つ、今回資料としてお出しさせていただきます。

まず、参考資料1のほうにつきましては、今年の8月31日に工事見学の開催のほうの通知のほうを、四番町住宅とアパートの入居者の皆様のほうに送らせていただいたものとなります。

こちらにつきましては、せんだっての常任委員会のほうでも報告のほうを差し上げたところでございますが、日時につきましては、9月の20日の日曜日に実施を行いました。時間帯は、9時から5時近くまでやらせていただきまして、申込み自体は30世帯の方がいらしたんですが、29世帯の方々が最終的には参加をされたものです。

そのときに一緒にお送りしました、ちょっと図面と、あとそれと質疑回答一覧、ちょっとA3のものや質疑回答一覧のほうは、A4の左の肩のほうにホチキスどめをしたものとなっております。回答につきましては、ちょっと57項目ありますので、申し訳ございません、ちょっとこちらについては、割愛をさせていただければと思います。

それと、もう一つのほうが、参考資料2になります。こちらにつきましては、先月、9月28日に麴町仮住宅の入居の住戸の抽選会及び入居説明会の開催について、同じく区営四番町住宅・アパートの入居者の皆様のほうに通知を送らせていただいたものとなります。

こちらにつきましては、10月18日の日曜日、来週の日曜日となります。そちらで抽選会、午前中の午前10時から抽選会をさせていただいて、午後につきましては、その入居の説明会を午後2時からやらせていただきたいと考えております。会場につきましては、九段小学校の地下の体育館のほうをお借りして、やらせていただきたいと思っております。

1枚おめくりいただきまして、3番の希望調査といったところをご覧いただければと思います。こちらのほう、抽選会の開催に先立ち希望調査のほうを実施するというので、10月の7日の水曜日にご投函いただくか、今日までにE-mailかファクシミリでご提出いただきたいという形になってございます。現在のところ、23世帯の方々からこちらの希望票のほうを送られているところでございます。

4番の抽選方法及び結果通知ということで、こちらのほうは、18日に抽選のほうをさせていただくといったところなんですけど、その細かなやり方につきまして記載をしたものでございます。

その次の区立麴町仮住宅の住戸割一覧、右側のこちらの表というか図のほうをちょっと

ご覧いただければと思います。こちらが仮住宅の住戸割ということで、2階から12階まで、このような形で各住戸のほう、左側のほうが東側になりまして、右側のほうが西側の各階、フロアの各住戸のほうがこういう形になっているよということで、お示しをさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、今度は入居住戸の希望調査票というのをご記載の記入例としてつけさせていただきます。

まず、左側の各住戸のタイプ、2DKにつきましては、5タイプございまして、その5タイプごとに2階から6階と7階から12階のほうに分けさせていただきます。それぞれ希望順を書きいただきます。

まず、こちらのほうが一番重要な形になりまして、その右側に、住戸番号ということで、何階のところが第1希望ですかという形で、そちらのほうを1から6までご記載を賜りたいということで、希望票のほうを送らせていただいております。で、おめくりいただくと、お一人世帯用と2人世帯用、それから3人以上の世帯用ということで、こういう形で希望票のほうを送らせていただいているところでございます。現段階の麴町仮住宅の状況につきましては、このような形で進めたいと思っております。

今後、11月の末、30日に竣工をしまして、その後、12月の頭、頭といっても多分2週目ぐらいになるかと思いますが、そのときには、この抽選会で決まった住戸についての内覧会をしまして、12月の中旬、多分15日以降になるかと思いますが、そこから各住戸のほうにお住まいいただけるという形で進めたいと考えております。

私のほうからの説明は以上でございます。

○はやお委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、ただいま情報提供がございました。それで、それぞれの陳情の中で、一番初めの2019年の11月の28日、ここについては、(1)は、一応十分な説明をしていくよということ、申入れをして終了しております。そこが足りないからこそ、また陳情が次から次へと出ているんだろうとは思いますが、まず計画を見直すようにしてくださいというこの話が、先ほどの2019年11月28日の陳情になっています。そこが計画。あと、2020年の4月の21日も、これ、財政面、予算面の執行について検討していただき、公共工事等についての、ここも費用面のところ、具体的にどうなのかという話になっています。

そして、新しい陳情につきましても、当初計画(案)であった区営住宅、保育園、児童館等のみ建て替えを今からでも一つ選択肢として加え、ご検討くださいますよという陳情。つまり、1棟を一括でやるということだけれども、もう既にその中でのもう実施設計まで行って、もう実際工事が始まっちゃっているという、こういう中でこういう話が出ている。一応、こここのところについて、含めて、総合的、全て包含して、委員同士でのやり取りしたいと思っておりますが、何かございましたら挙手をもってお願いしたいと思っております。

○岩田委員 区のほうからは様々にいろいろ報告を受けていたんですけども、例えばほとんどの方がもう引っ越しには賛成されているとか、そういう話もお聞きしてました。

でも、実際に中の方からお話を直近でお伺いしたら、全然そんなことがなくて、みんな、引っ越したいなんて、そんなことは言っていないと。それに、ノーと言いたくても言えない人もたくさんいるんだというような、そんなお話がありましたけれども、そういうお話を

直接、我々聞いていますけども、区のほうは、まだ引っ越したいという方が大多数を占めているというようなご説明でよろしいのでしょうか。

○加藤住宅課長 先ほども申し上げましたが、希望票を今頂いている方々につきまして、先ほど申し上げたとおり、現在のところ23世帯から頂いているというところですよ。

この数字につきましては、実際に四番町住宅の方々が、今現在お住まいのが13戸、13世帯、それから四番町アパートに住んでいる方々は、31世帯ということで、44世帯。約半数ではあるんですが、麴町仮住宅以外の住宅に行く方々が、大体10世帯程度、今のところ発生するだろうというふうに考えております。ですので、大体今のところ希望を頂いているのは、7割近く希望票のほうを頂いているかなというふうに判断してございます。

また、一応今日が締切でございますので、あと数時間というところではございますが、それがどこまで来るのかといったところで、じゃあ、移転に賛成するのか、反対するのかということであれば、それだけの方々が住戸の希望といったところを出していただいているというふうに認識してございます。

ただし、引っ越しに賛成であるかどうかといったところにつきましては、個々の負担がございまして、引っ越し自体には反対けども、引っ越すことは、最終的にやぶさかではないというふうに判断している方がいるだろうというふうには認識はしてございます。もちろん引っ越し自体が、やっぱり人生の中での一大事というところにつきましては、そこは十分認識しておりますので、これにつきましては、丁寧に今後も対応のほうをさせていただきたいと思っております。

○岩田委員 その、引っ越しはやぶさかではないという数が一定数いるだろうということなんですけど、それはどれぐらいの数というふうに把握しているんでしょう。

○加藤住宅課長 もちろんどのぐらいの数であるのかといったところ、これはちょっと何とも、ご本人たちの本当の気持ちといったところについて、ご本人にしか分からないところだとは思いますが、本当のところは、正直私たちには分からないかなというふうに思っています。取りあえず私どものほうで分かっていることにつきましては、希望票を出していただいているところというところ、ご判断するしかないというふうに考えてございます。

○岩田委員 じゃあ、やっぱりその本心は分からないということなんですけども、じゃあ、区は、ほとんどの方が引っ越しはやぶさかではないとか、もう大多数の方が賛成しているというのに、なぜこれだけ次から次へと陳情なんかが出ていっているんでしょう。やっぱりそれは、やはり本当はノーと言いたくても言えない。でも、それがこういう書面に表れているんじゃないでしょうかね。

○加藤住宅課長 陳情が確かにこういう形で出ているといったところで、私のまた非力なところをちょっと痛感させられるところではございますが、具体的に、いろいろ直接、面と面を向かってお話しさせていただくときにも、やっぱり引っ越しは大変なのよねというふうに言われる方は、もちろんそれはいらっしゃいます。

ただ、こういうことだから、もちろんこれに反対するわけではなくて、引っ越しはやりやすよと言っただけの方もいますので、そこについては、ちょっと本当にどこからどういうふうに考えていらっしゃるのかといったところについては、ちょっと分かりかねるといったところはございます。ただ、直接そういったことをおっしゃる方々も、少なくと

も1人ではなくて複数人いらっしゃいますので。複数といっても2人とか3人とかというわけではなくて、10数人私のほうにお声を寄せていただいている方がいらっしゃいますので、それについては、ちょっと今までと、回答については申し訳ないんですが、変わらず、本心のところはちょっと分かりかねるといったところでございます。

○岩田委員 それで、住んでいる方の内心の部分は、ちょっとそれはまずちょっと置いておきます。

今度の仮住宅なんですけども、非常階段があんまり広くないというようなお話を聞いたんですけども、もしも火事とかそういう災害があった場合というのは、もちろんエレベーターは使えないですね。その非常階段以外にどういった方法で避難をするんでしょう。

○加藤住宅課長 こちらにつきましては、せんだっての予特の分科会のほうでも木村委員のほうからもご指摘を頂きましたが、ベランダのほうから出ていただいて、縄はしごで下りていただくという方法がございます。ただ、非常階段のほうが、今後また手すりもつきますので、横幅の、もちろんこれもバリアフリー対応ですので、当然手すりをつけなければ、逆に下りれないという方々もいらっしゃいますので、これはもう必ず手すりをつけます。

ちょっとどういう形でできるのかといったところにつきましては、災害対策・危機管理課、また福祉のほうとどういう形で、どういう機器を使ったりして、安全に避難ができるように、それについては、今後も、ほかの住宅も含めまして、こちらについては、研究、検討のほうをさせていただいて、取り組んでまいりたいと思います。

○岩田委員 手すりがある、なしではなく、あまり広くないところで、みんなそういう災害のときはパニックになるわけじゃないですか。じゃあ、例えば前のほうに足の悪い方がいて、ゆっくりゆっくり歩いているときに、どうなるんでしょう、危険じゃないですかね。それに縄はしごですよ。80、90の方に縄はしごを使って下りろと言えますか。私、母がやっぱり80代ですけども、さすがに縄はしごで下りろと僕は言えないですけども、どうでしょう。

○加藤住宅課長 いろんなご意見、あろうと思います。また、その方々の身体的な状況等もあろうと思います。我々としますと、そういったことをどういうふうに軽減できるのかといったところにつきましては、今後も知恵を絞って考えて取り組まさせていただきたいと思います。

○岩田委員 安全なのかな。（発言する者あり）

○はやお委員長 はい。

ほかに。

まあね、ここのところ重要なんだよ。高齢者の方がいらっしゃるということでね、同じように質問が木村さんから、先ほど予算・決算の決算総括も出てきたと。こういう状況の中で、もう実際が仮住宅がもうできるわけだ。引っ越さなくちゃいけない。そしたらもう、一つ一つ具体的に今の事項について、もしお引っ越しされる方が不安について、これをこういうふうに代替案としてしていきますよという整理はどうなっているの。だから、検討しますとかということではなくて、やはり住民の方に、引っ越しされる方に安心を与えるという点のもう具体策だから。それはどういうふうに考えているの。

施設経営課長。

○大森施設経営課長 ちょっと具体策というの、前段で、ちょっと屋外避難階段のご説明をさせていただければと思うんですが。

ご指摘のとおり、高層に居室がある場合は、2方向の避難というのが建築基準法で求められています。ただ、この場合、幅員だとか、今回ですね、屋外避難階段と避難住戸のバルコニーというセットで、2方向の直通階段の設置を求められていないんですね。で、今おっしゃった屋外避難階段、これは、建築基準法の中で、幅員だとか耐火の区画ですか、しっかりと室内の、もう屋外避難階段に出た段階で外なんです。もう外気に有効に開放されて、建物のほかの窓から、ほかの開口部からの火災だとか煙が及ばないように、2メートルほかの開口部から離されています、この階段は。なおかつ、しっかりと耐火区画をされているので、この階段の避難が非常に優れているというのは、建築基準法の中での趣旨です。それと、補助的に避難へ行くようなバルコニーというのをセットにされていると。実情としたら、そういうところですよ。

○はやお委員長 それでさ、このかみ合っていないところが、例えば高齢者がいらっしゃるよねという話の中で、そのところが、例えば確かにバルコニーからの階段からすると、お年寄りというのは、果たしてそういうのをうまく使えるのかという話があったときに、その辺のところの、いや、まあ僕らぐらいの世代のところは、じゃあもう必死になって下りるだろうけれども、ご高齢になって、今ちょっとご高齢の方が、何歳の人がどのぐらいいらっしゃるのか分からないけれどもさ、そういう点のところなんで。それは、福祉部だとかそういうところとこういう対策をしていますからご安心くださいませと言わないと、もう今の段階ではいけないわけだ。そこはちょっとどうなっているのか。

○加藤住宅課長 今現在、災害対策・危機管理課とどういうことができるのかというのをちょっと打合せのほうを始めているところですが、一つ、区役所の現在、内階段のところの非常用の手押し車みたいな形のローラーみたいなので、階段を下りれる、サポートつきで下りれるようなものも考えております。そちらのほうの購入をしていき、非常階段で下りれるような形を取っていきたいなというふうに考えております。

それ以外にも、ちょっとほかの器具等ございましたらば、そういったのも随時検討していきまして、皆さんが安心して暮らせるようなものをしていきたいというふうに考えております。

○岩田委員 そのローラーも、私、体験したことありますけど、そんなに早いもんじゃないですし、皆さん、災害のときはパニックなんですよ。みんな急いで行くわけですよ。そういうところでさらにローラーでカタカタカタと行ったら、それこそ後ろが詰まっちゃうじゃないですか。先ほど、手すりをつけるというような話もありましたけど、手すりをつけたら、余計、幅が狭くなりますよね。で、手すりをつけたからって、足が悪い方が足が速くなるわけじゃないですし、そういうのをちょっと考えないと。しかも、そのローラーだって、自分でできるわけじゃなくて、誰かがやらなきゃならないです。誰がやるんですか、それ。ということを考えてら、それだからいいとは言えないと思うんですよ。

○加藤住宅課長 どちらの住宅でも、正直高齢者の方はいらっしゃいますし、障害者の方もほぼ大体の区営住宅、区民住宅のほうにもいらっしゃるので、正直、共通の課題かなというふうに、まず認識をしております。

もちろん間口が広いところもあると思いますが、全部が全部そういうわけではないので、

これについては、ほんと、どういう形で一番皆さんが安心して避難ができるのか。これは、ふだんの、ちょっと今回のアパートや麴町仮住宅に来たときに、自治会組織ができるのかどうかといったところにもちょっとかかっているんですが、そういったところ、自治会組織等々ができましたらば、当然避難訓練等々ですね、していただいて、その中で、皆さんが安心して住めるような形を、区としては支援のほうをさせていただきたいと考えております。

○はやお委員長 はい。

ほかに。いいですか。

小枝委員。

○小枝委員 淡路町のお風呂屋さんのところが、一つエレベーターで、工事をしたときに、もう身動きが取れなかったんですよね。あそこ、六、七階、そんなに高層じゃない気がするんだけど、（発言する者あり）あそこも12階なんだ。こういう、この高さで1基というのは、まず、あのときの反省で、私はあったものというふうに思っていたので、わざわざまたそのようなものをつくってしまっているのかというのが、一つはもう、驚きで。どなたが住むにしてもになるんですけど、何かこう、もう1基、エレベーターを外につけるとか、これ、容積はいっぱいいっぱいなんですかね。

それこそスウェーデンとかああいう北欧に行くと、高齢化社会になったら、やっぱりそうはいつでも階段じゃ無理だという人たちのために、こんな高いものはつくりたくないけれども。うん。加えて、後づけでつくったりするんですよね。

そういうことでもしない限りって、私、淡路町のときもすごく思っていて。たしかそんな議論があったような気がするんですけど、何でまたもや。まあ、私は、そもそもがこの仮住宅と言いながらということ、つくることには異議ありなんだけれども、誰が住まうにしても、やっぱりこれだけの1フロアに6戸あるようなところに、1エレベーターだと、大体同じ時間になったら本当に密になりますし、ちょっと時代としてはもう、うーん、ちょっと無理があるなというのは。どうにか、これ、容積はいっぱいなんですか。（「確認していないのか」「入居者のニーズに伝えて……」と呼ぶ者あり）うん。

○はやお委員長 ちゃんと決まってから。まあ、ここのところについては、いろんな建築基準法だとかいろいろあるだろうと思うから、その辺ちゃんときちりと答えて。

○小枝委員 法には反していないだろうけど。法を……

○はやお委員長 そうそう。そこの基準がどうで、今のところの実務的にはこういう問題があるよねと指摘されているところ、こういう対応でとか、こういうことでとかという、ちょっと説明してもらわないと、議論がかみ合わないと思うんだよ。

だから一般的にはこうなんで、問題ない。でも、当然問題ないけども、こういうふうだね、何か対応が考えているのか、今までの経緯がどうなっているのか。でも、今の言っているのは、淡路のほうの高齢者のところが、十何階だけれども1本しかない。でも、現実、そういう中で対応は、この実務の中、含めてさ、こういうふうを考えていますというような、もしエレベーターの改修だとか、もしくはエレベーターが急に使えなくなったときとかということに……

○小枝委員 それこそ幾つかね……

○はやお委員長 その辺のところをちょっと答えてくれるかな。はい。いい。

はい。じゃあ、休憩します。

午後2時10分開会

午後2時12分再開

○はやお委員長 再開します。

答弁から求めます。

住宅課長。

○加藤住宅課長 まず、エレベーターにつきましては、今回のお住まいいただく住宅ということで、エレベーターの機能等を考慮した結果、この1台で十分賄えるというふうな判断をして、1基というふうになってございます。今、小枝委員のほうからご指摘いただいた淡路町の高齢者住宅。あちらは高齢者住宅だけではないですが、そちらにつきましては、先ほどちょっと12階と申し上げましたが、13階でございます。

○小枝委員 高いんだ。

○加藤住宅課長 はい。ええ。そちらについても、ご指摘のとおり、エレベーターは1基でございます。それ以外に、住宅として1基、エレベーター1基で賄っているところとしますと、例えば水道橋住宅、それから神保町のひまわり館、それと同じ、同程度の住宅でありますと、そのぐらいの規模のものについては、エレベーターを1基というふうな形でさせていただいているところでございます。

○小枝委員 新しい時代に向かう建物としては、バリアフリーと言いながら、車椅子等で乗って上がっていく動線としてのこの53戸のマンション群が、1基で何とかしてくださいというのは、ちょっと貧しい設定であるなということをご指摘をさせていただいて、根本的なところで伺います。

もうここまで来ると、もうこれまで賛成だったとか反対だったということはどうにか乗り越える現実的な知恵みたいなものがどうしても必要になってきて、行政のほうは、もう先輩たちがやってきちゃったことでもあるから、とにかく力づくで帳尻合わせようみたいなところがどうしてもあると思うんですけれども、それですと、ちょっと今、やっぱりコロナが発生しているということからすると、この状況で、ちょっともう勘弁してくださいと、動けませんよという人もかなりいらっしゃるだろうというのは、推測されるわけですね。その方々に対する対応の、何ていうか、キャパシティというのをどれだけ取れるかという。で、みんなが行ったとしても、最初から指摘していたとおり、10戸とか相当な数で余ってしまうわけですから、その使い方だってあるわけですね。

今、またコロナの時期でありますから、住宅困難な方々というのは、それはそれで多いわけですから、ぜひそういったところへの対応というところでは、そうやってきている以上は、いい方向に知恵を出していく。不幸な人やこれを苦にして鬱になったり、もしくは自殺してしまったり、もしくはコロナに罹ってというようなことがないようにしなきゃならないというところでは、非常に難しい宿題を議会も行政も今持っているわけなんですけれども、いい知恵が出ていますか。

○加藤住宅課長 まず、エレベーターの乗り方、密にならないような乗り方につきましては、もう今年の4月に入りまして、各区営住宅、区民住宅等々につきまして、基本的には4人を上限として乗っていただいているということのエレベーターの庫内に掲示のほうを

させていただきます。

それにつきまして、じゃあ苦情が来ているのかといいますと、そんなことは一つもなく、今のところ、皆様、やはりコロナの感染といったところが怖いので、密にならないような乗り方をされております。ですので、それを考えますと、じゃあ麴町仮住宅はできないのかと言われると、そんなことはないでしょうというふうに、まず我々のほうとしては思ってしまうところでございます。

ですので、コロナの対策は十分に取しながら、今のエレベーター1基で、ほかの住宅もそれはできているというところでございます。

○小枝委員 あれっ。課長らしくない答弁だったなというふうに聞いています。だって、車椅子だったら幾つ、何台乗れるんですか。

○加藤住宅課長 ちょっと実際、実地でちょっとやっているわけではないので、ちょっと何ともあれですが、多分2台は何とか乗れるかなといったところだとは思いますが。

○小枝委員 まあ、はっきり言って、やっていることがちぐはぐなんです。道路は、車椅子が擦れ違えるようにと幅員を取るとかと言いながら、どうしても生活のために降りなきゃいけないエレベーターは、2台乗れるかどうか分からないなんてやっていること自体が、全くちぐはぐだということは自覚をしていただきたいと思えます。

そういうことが、何ていうか、建ててやっているんだという、上から目線なんです。どうしたら安心した生活ができるかという寄り添いの視点がないから、こういうものをつくってしまうのではないんですか。そこは、ちょっともう一回答弁し直してください。

○加藤住宅課長 車椅子の方々につきまして、それだけではなくて、様々な身体状況の方々がいらっしゃるということにつきましては、重々承知をしているところではございますが、そこについても、思いやりの心が足りないと言われれば、それについては申し訳なく思いますが、現状のエレベーター1基で十分生活のほうをさせていただいているところがあるというところの認識が、現実あります。それで、麴町仮住宅のほうで、それができない、ほかの住宅の方でも、当然車椅子をお使いになる方もいらっしゃいますし、もちろんそうでない方もいらっしゃるといったところで、そちらにつきましては、ちょっと申し訳ございませんが、繰り返しの答弁になってしまいますが、今のエレベーター1基のほうで、十分生活のほうはできるのではないかというふうに思っているのが1点。

もう一つにつきまして、エレベーターをもしもう一基つけるとなると、当然、そちらについては共用部になります。となりますと、当然共益費のところでは皆さんにご負担が行ってしまうという部分がございます。ですので、エレベーターを1基つける、つけない。当然月1回の法定点検、それと、何かありましたら、当然改修工事等々をやっていくということを見ますと、なかなか区営住宅に住んでいる方々の経済的負担といったところを考慮しますと、エレベーターを安易に増やすといったところは、ちょっとなかなか簡単にできる話ではないかなというふうに思っております。

○小枝委員 共益費の負担云々であれば、それは、これは本当は区営住宅なのに、補助金も国のほうから当然普通は出る補助金も取らないで建てているという、異例なやり方をしているのですね。本当に公費でちゃんと見ていけば、もっと豊かなものになるのではないかな。

ただ、まあ、その、今日は論争の場ではありませんので、コロナ対応の答弁が、私が意図していた質問と違うところで答えられたので、ちゃんと答えていただきたいんです。

れども。90を過ぎた方もいらっしゃるという状況の中で、今の引っ越しはちょっと無理だと、もしくはこの家を見てしまうとますます行きたくないという思いが募ってくる部分に対して、ちょっと今、まず数字の点でね、53戸のうち、大体、もう何度もやっていることだから、感触として何件ぐらいが喜んで行くという、その期間内に。そういうカウントでいるんですか。

○加藤住宅課長 喜んで行くのかどうかは、ちょっと先ほどの岩田委員のほうのご答弁にさせていただいてたところでございます。本心のところは、何とも、こちらについては分かりかねます。ですので、希望票を頂いている、現段階で頂いている23世帯の方々は、少なくとも引っ越しをされるという意思をお持ちだというふうに考えております。

○小枝委員 そうしますと、53戸のうち23戸だから30戸、この30戸については、どんなふうに考えているのか。また、どこかに書いてあるんでしょうけど、引っ越しのここまでというのは、いつというふうに、行政のほうは希望しているということでしたか。

○加藤住宅課長 まず、後段のほうの引っ越しの期日でございます。こちらについては、使用許可を取消し、明渡し請求をさせていただいたというのが、今年2回ございました。1回目は4月に、10月末までに使用許可を取り消して、明渡し請求をしますという形の文書を送らせていただきました。その後につきまして、コロナの影響で、麴町仮住宅の工期のほうの延長がございましたので、そちらにつきましては、明渡しの変更、期日の変更につきましては、8月の17日に、来年の令和3年3月31日までとしました使用許可の取消しと明渡し請求のほうを遅らせていただいたところでございます。ですので、3月31日まで、来年の3月31日までが使用許可期限とさせていただいているところでございます。

○小枝委員 来年、オリンピックがどうだと言われている状況の中で、かなりコロナの終息は見込まれないということであると、もちろん、もともとこの計画が不本意で賛成していないという方や、このプランを見て、もうとてもじゃないけど引っ越せないという方、あるいは体の調子によって移転は困難だという方、その対応をちょっと3月31日というところでは困難だという方には、どういうふうに対応されるのでしたっけ。

○加藤住宅課長 まず、今回、移転補償料につきましては、かなりの増額をさせていただいて、基本的には皆様が自分で荷物を詰めずに、引っ越し会社のほうで荷物を詰め、なおかつ引っ越し先の麴町仮住宅のほうで荷解きもせずに済むような移転補償料のほうをそちらのほうをお支払いをさせていただくというところでございます。

ですので、そちらの補償料を用いれば、自分自身は、自分自身で、例えば四番町アパート、また四番町住宅のほうから麴町仮住宅のほうに行ってくださいだけで、基本的には引っ越しのほう完了するという形の補償料のほうをお支払いをさせていただくことになっております。

○小枝委員 今おっしゃりたかったのは、金銭的にも体力的にも負担がない、最大限の手だてを講じているよというふうにおっしゃるんだと思うんですけど、でも、人間は荷物ではないので、環境の急激な変化や荷物のひも解きや、ましてやこの間の木村委員の決算時の質問を聞いていると、たんすを置けないということでしたよね。その、何ていうか、配置、荷解きをして元のところに戻すんじゃないくて、新たなところの収めていかなければいけないとか、心身ともに大変な負担が伴うことは想像できると思うんです。

つまり、もう水かけ論をするつもりは、もうここに至って全くありませんので、本音のところで答えていただきたいんですけども。もう無理ですと、お願いですからもう無理ですというところに対して、これ、強要というのはできないと思うんですけど。それに、逆に言うと、こちらに移りたい方は、じゃあ行っていただいて、また、どうせ30戸空いちゅうわけだから、その空くところについては、できた以上は有効活用を考えていただいて。

もう、これはもう入り口のところで、本当に今日の100条じゃないですけども、この間の木村委員の質問を聞いていて、あ、何だ、平成27年の基本計画をつくったばかりなのに、そうじゃないリクエストをわざわざ住宅課がして、それこそ誰がそれを望んだのかというぐらい不思議な、ボタン——ボタンの掛け違いというよりは、当時の時系列でいうと、あり得ない動きをもう行政側がしちゃっていて、それが生活者からするとリアルに、あれっ、今、工事している、で、自分たちの建て替え計画は、隣が終わって、そっちに移って、次考えるんだよねというレベル間で考えていたほうが、行政計画にのっとっていたわけなんでね。これはもう行政のほうに、本当だったらこれの一事をもって本当に100条に値するぐらい、物すごく不可解な原則のないことをされてしまった。それが一番分かっているのは住民だった。で、ここに来てしまって、担当者としては苦しいところだと思うんですけど。

私ももっとよく勉強してここまで来ればよかったなというのもすごく思って、本当に毎回毎回反省しているんですけども、行政のほうも反省すべきところは反省して、それで最大限の、みんなの幸福、最大幸福ですよ。を図っていく知恵を、もうここはひねり出すということが非常に大事で、特にこだわるのではなく、やっぱりコロナ禍の状況からすると、3月31日までに行ってくれというのは無理ですよ、絶対に、うん。

それを公務員の仕事とするのではなく、いろいろな手順・手続、やり違いがあったわけだから。そこは、それぞれの希望に応え、かつ税金で生み出したものについては、最もいい利用の仕方を別途考えるということのほうに移ったほうが、私はいいのではないかなと思うんですけど、いかがですか。

○小川環境まちづくり部長 小枝委員から、様々に、今ご指摘を賜りました。特に、お引っ越しをしづらいというか、引っ越しできないような事由、様々あるのではないかなというふうに思います。例えば病気など身体的な理由であったり、さきの特別委員会でご指摘いただいたようなたんすの収納であったり、様々な理由があろうかと思えます。

この場で、その一つ一つの具体的な対応の仕方を答えることはいたしませんけれども、そうした悩みに対して真摯に向き合って、寄り添う形で、できるだけ悩みが解決するような方向をこれ、まあ一人一人その悩みが違うわけなので、本当に一つ一つオーダーメイドのように対応して、きめ細かく、また親身に対応することで解決していく以外に、この事業を進めていく方策はないのかなというふうに思っていますので、ご指摘いただいたような最大幸福を目指すということを我々、常に考えてございますし、住んでいらっしゃる住民の方の意向というものがやはり一番大切でございますので、その意向に沿うような形、そしてその後のまた利用のご指摘もございましたけれども、どういうふうになれば区の貴重な財産を有効に活用できるのか、そうしたことを常に我々頭に入れながら、このプロジェクトを進めてまいりたいと考えてございます。

○はやお委員長 木村委員。

○木村委員 予算・決算でもやったので、ちょっとそれを踏まえて、少し幾つか。何といいましょうか、抽選会で23世帯から希望が出ていらっしゃるというご説明がありました。浮き浮きして申し込んでいるんじゃないですよ。これ、ご理解していただきたいんですけども、やむにやまれぬ、要するに住宅の方の中にはそうでない方も多いかもしいないけれども、少なくともアパートにお住まいの方は、明渡し請求をされ、そして期限をつけられて何日までに申し込んでくれという通知が区から出されていて、申し込むことがなかったら自分は家を失うのかという恐怖に追い込まれて申し込んでいるんですよ。70、80、90の人をここまで追い込んでいて、本当にいいのかと。それで、ちょっとそのことを念頭に置いてご答弁いただきたいんです。

なぜアパートの皆さんが反対の方が多いのかということ、これは、一昨日も言いましたように、要するに最初から区の言っていることが信じられないとなってしまうんですよ。それで、なぜ2棟、二つ一緒に建て替えるのかという、その質問に対して、まちづくり担当部長の平成28年11月の答弁、これは決算委員会でもご紹介できなかった部分なんだけれども、一体的に建て替えることで、抜本的な機能更新を行うとともに、近隣の方々のご負担の軽減を図ることが妥当だと判断したと。住んでいる人たちのことを何も考えていないわけだ。

それで、仮住宅ができて、内覧したら、より考え込んでしまったわけです。なぜか。今のアパートは避難階段三つあります。今回は一つと縄ばしごでしょ。エレベーターは二つあります。今回は1基。そして、外階段だから、ベランダは。もう換気は十分ですよ。その上、近くには二七通り商店街があり、近くには八百屋さんがあり、開業医の方も近くにいる。しかし、生活環境が全く違うわけですよ。コンビニばかり、あとは高級ホテルですよ。誰だって不安を感じるでしょう。

で、ほかの区営住宅がエレベーター1基なんだから我慢しなさいと。そういうことは納得できない方は、たくさんおられると思いますよ。

それで、質問なんだけれども、要するに今日が抽選会のいわゆる締切日と。恐らく決断できずに、今日回答できない方がたくさんいると思います。その方たちへの対応はどうかされるんですか。

○加藤住宅課長 どのくらい、今、大体10世帯くらい、まだ申し込んでいただいて——我々のほうの手元に来ていない方がいらっしゃるんだろうというふうには思っているんですが、その方々につきましては、直接お会いする、または、ちょっとお電話で出していたきたいという形の催促のほうをさせていただきたいと思っております。

これについては、アパートであったり、住宅のほうもまだ出ていない方もいらっしゃいますので、これについては、ちょっと足を運んで、直接お会いして、出していただきたいということをお願いしたいというふうに考えてございます。

○木村委員 23世帯、申込みのあった23世帯のほかに、そのほかの方、10世帯くらい、ほかの住宅にということでお話しされました。その方たちは、2回引っ越したら死んじゃうということで、ほかの住宅をと言っているんですよ。本当だったら引っ越したくないと。ただ、もう、90歳でしょ。もう、行くのが精いっぱいだよ。それで二度になったら、もう殺されちゃうということで、1回で済むところをということ言っているわけで

すよ。実際、そこまで追い込んでいるんですよ。

で、23世帯、そして10世帯が引っ越しを納得してくれているから、もう残りは20世帯で、大体おおよその理解を得ているんだと。とんでもないことです。

それで、小枝さんも先ほど言われたけれども、要するにコロナ禍の下で、ずっと家にこもっている方もいらっしゃるって、あるいは体調の関係、もしくは区のやり方は絶対許さないという方もいらっしゃると思います。来年の明渡し期限が過ぎると、そうした場合は、区はどのような対応をなさるんですか。

○加藤住宅課長 もしコロナの、現在第2波なのか第3波なのかといったところの、例えばまた4月、5月のような状況になりましたら、それについては、また明渡し期限のほうの変更等も視野に入れていかなければいけないというふうには考えてございます。

ただ、そこまでの、コロナとかのほうは拡大をしないで、ある一定のほうの収束のほうにもし行くんだとすると、こちらにつきましては、もう本当にそうなるということは、今年の3月の10日の常任委員会のほうでも申し上げましたが、最悪は明渡し訴訟といったところも考えていかなければならないというふうなところもやらなければいけないかもしれないです。

ただ、もう本当にそういうことにつきましては、私のほうも避けたいというふうにしておりますので、皆様方に、こちらのほうの——こちらというのは、麴町仮住宅のほうに、原則として麴町仮住宅のほうへの引っ越しといったところについてお願いをしてみたいと思います。

○木村委員 別の角度からなんだけれども、日テレとの使用貸借契約がありますよね。それで、所管が違うので、そちらのほうで何とも、どこまでお答えいただくのか、ちょっと可能なのか分からないけれども、あちらとの関係で、その使用貸借期間がどこまで延長していただくかということのをこれはやっぱり限度としてありますよね。その場合には、もうきちんと建て替えて、子どもたちを受け入れられるように整備しておかないといけないわけ。その辺の日テレの使用貸借契約の延長というのは、これはもう大体おおむね合意はできているんですけど。ちょっとあれ以降詳しく聞いていないので。

○加藤住宅課長 ちょっと私のほうも、すみません、ちょっとそれ以降の話は、ちょっと聞いてございません。

○木村委員 でも、そちらがちょっとどうなるのか分からないは。ねえ。じゃあ、ちょっとそれはぜひ催促していただきたいと思うんですけど。

決算委員会で、中島英司さんという、リハビリの専門家の先生のお話を紹介させていただきましたが、こうおっしゃっているんですよ。住宅における人権の保障というのは、居住する住宅や居住地の選択の自由を保障することだと。高齢者にとって、転居は最大のバリアだというふうにおっしゃった先生なんだけれども、やはり人権の保障というのは、居住する住宅や居住地の選択を保障することとおっしゃっています。私がなぜこれだけこの問題を繰り返し繰り返し取り上げているかということ、人権問題だからなんですよ。

建て替える必要がないのによ、安心して住み続けられるように、給排水管工事をするんですよと区の説明を受けて、それに協力をし、その間出ていった人もいるというぐらいだから、協力もし。そして、ようやく工事が終わるかなと思う1週間、2週間前か、建て替えますという話になっていくわけですよ。それに対してもまともな回答がなくて、1年間

放置されて、もう我慢ならないというんで、なぜ改修工事したばかりなのに建て替えるのかと聞いたら、老朽化が進んでいるからというわけ。何のための給排水管工事だったと。要するにまともにずっと向き合ってたこなかったということが続いてきて、これが今日まで尾を引いているわけですよ。それで、居住者の皆さんが、嫌だ嫌だと言っているのに強引に進めていって、それで明渡し請求をし、そして抽選会を行うということだから、皆さんも追い詰められて、それに応えているというような状況が、今現状だと思うんですよ。

それで、やはり人権の保障というのは、居住する住宅や居住地を選択できる自由を保障することだと。その選択の自由に保障し、たまたまもう地震が来たら倒れそうな住宅だということにお住まいの方だったら、これは、命を守るために行政として何らかの手だてを取る、これは当然だと思うのよ。しかし、そういう住宅じゃなくて、今のほうがずっといいわけよ。エレベーターが二つあって、避難階段三つよ。こっちは外廊下だから、もう換気は最高と。お店も近くにある、と。建て替える必要がないのに、何でここに居ちゃ駄目なのか。当然の権利ですよ。で、技術的にも、住宅と区営住宅、保育園、児童館があるところだけの建て替えも、接する道路、接面道路が狭いから困難性は伴いながらも、技術的には建て替えは可能だというふうに、決算委員会でご答弁いただきました。

だとしたら、それも一つの選択肢として、行政として、今の計画は駄目だということではなくて、今の計画にプラスして、そういう方法も居住者の皆さんに示せるように準備するということは、人権問題ですから。必要なんじゃないでしょうか。

○加藤住宅課長 住んでいる方々の日常生活を変えてしまうといったところについては、今までお住まいのところから変わってしまうところについては、本当に心苦しく思っているところでございます。

あと、もう一つ、ちょっと木村委員のほうから、今おっしゃっていただいた四番町アパートのほうの避難階段とエレベーターの数でございしますが、これは職員住宅のほうも入れての数になりまして……

○木村委員 そうです。

○加藤住宅課長 現実としては、確かに使えるんですが、アパートの方々のエレベーターについては1基でございまして。それと、非常階段につきましても一つとなります。

なので、ベランダのほうからの避難はしごという、（発言する者あり）あれっ、二つ。

○木村委員 二つあるよ、真ん中にあるよ。

○加藤住宅課長 あ、そうだ。失礼しました。あ、そうだ。失礼しました。避難階段については、二つが原則になりますので、その点はちょっとご了承いただきたいと思っております。

いろいろ確かにご意見等々、重々分かっているつもりでございますし、そのお気持ちにもちょっとどうか応えていきたいというふうな気持ちもございしますが、ただ、高齢であったり、障害であったり、様々な理由もあろうかと思うんですが、それをいろいろお待ちしているということになってしまうと、今後、区営住宅は、一切建て替えがなかなか進まない。どこかのタイミングで、やはり、えいやっ、という形で、建て替えを事実上迫られることになろうかと思っております。

ですので、今回は、そのタイミングにならざるを得なかったといったところの部分であったり、先ほどご指摘いただいた給排水管の工事につきましても、こちらについても何度も繰り返し答弁のほうをさせていただいているところでございますが、給排水管に穴が開

いており、やはり漏水の危険があるといったところで、やむをやまれず、金額にすれば確かに大きい、非常に大きい、億を超えるような工事で、改修のほうをさせていただいたところでございますが、長寿命化を理由にした工事ではございません。こちらのほうは、国の補助金を頂いているわけではございません。これも繰り返し答弁のほうをさせていただいているところでございますが、あくまでも、本当に目の前の日常生活を守ろうといったところの工事であったといったところについては、ご理解を賜りたいと思います。

○はやお委員長 小枝委員。

○小枝委員 今の答弁、いろいろまずいところがあったんですけど。そんなことを聞いていたら、区営住宅の建て替えはできないというお話がありましたけど、私、代官町という、あの、渋谷区にある。あそこの住宅建て替えのところに行ったことがあるんですけども、非常に最初は違和感を持った方がいたけれども、その建て替え計画がすばらしいものだったので、協力しようというふうになったというふうに、あのまちで聞いたことがあります。

つまり、こういう今回のようなボタンの掛け違え的な、当事者を抜きにしたやり方ではなく、丁寧にやれば、それはそれなりに必要なものに対しては、必要にちゃんと参加しながらやっていくというのは、これが普通のことなんですね。それが、千代田区の場合はできていなかったということは、1点指摘しておきたいのと。

それと、重要なところで、私も聞いた話で、ああ本当にそうだなと思ったのは、あそこの永田町4番出口、あそこは本当に転落事故が起こるほど厳しい状況にあるからということで、平河町の町会長さんをはじめとして、区長のところに助けてくれという陳情が出てきたんでしたよね。私もそれで、あっ、と思って行って見て、桜井さんは地元だからお詳しくて、私を知る前からそうおっしゃっていましたが、行ってみたら、本当に雨の日なんかは、もう渋滞、何ていうんですかね、改札口から全部連なるような、そういう詰まり方なんですよ。もう並や、普通や大抵ではないという。で、1回、ちょっと外れちゃうと列に入れなくて、サラリーマンの人がどうぞ入れてあげると言わないと、もうそこに戻れないという混み方で、そのルートしか今のところ出入口が、結局、これも無理無理後づけの不測の事態で、下の地下通路がもう、今、オリンピック後の協議と言いながら、オリンピックが飛んじゃった上に、さらにコロナでお金がなくなったから、もう計画そのものを資金的には困難という状況が、もう明らかになってきているじゃないですか。

というところも考えると、ますます高齢者にとっては困難な状況が出てきているわけですから、そういったことを踏まえて、もう、ここは形式的な答弁とかやり取りをするのではなく、誰が正しいとか誰が間違っているとかいう話をするのではなくて、先ほど部長のほうから最大幸福のために全力を尽くすと言ってくださったわけですけども、そこは、やっぱりどっちを取るかは、もちろん議会の最善の判断を待つしかないと思うんですけども、実情に対応できるように、木村委員おっしゃるような、少し数字ですとか、腹案出しも考えていくことができないのかなというのは、やっぱりそれもやっておかないと、今までのつますきと同じことを待つのみになって。いや、待ちたいならいいですけども。うん。やっぱり転ばぬ先のつえというのは誰しもあるし、ここはコロナがあって、地下鉄の経済状況も変わってきたということもあるし、地域住民がそれをもってとやかく言う話ではないし。むしろそんなにこう、一刻も早くと待ちわびているほど、四番町の施設に対する何ていうか、熱いニーズがあるわけでもない。

ただ、いずれにしても、ここの状況を踏まえて腹案を、せめて腹案、四番町施設の1棟、個別、1棟1棟建て替えのほうの腹案も、そろそろ見合いながら、数字をもって判断できるような余地も残していったらどうかというのは、（発言する者あり）要は、この陳情者が言うような、1棟1棟、別個案というのですね。というものも考えることによって、この移転先がもう一個できる。できるというか、ここの職員住宅も当面の住宅戸数になって、平河町も住宅戸数となるならば、住宅戸数としては、非常に暫定的には増えるわけなので、緩やかな変化、今までは、勢いがある、オリンピックに向かって勢いのある時代だったから、急激な変化を力でやろうとしていたと思うんですね。それも、議会が判断するなら一つの方法であったろうとは思いますが、で、この先もまだその判断は残るだろうとは思いますが、もう一方で、緩やかな変化、少しずつつくっていくという方向というものも視野に入れられないかなということをおもうわけです。

○桜井委員 今回のこの陳情に対しての、さっき委員相互の意見……

○はやお委員長 そうです。意見。はい。

○桜井委員 というふうにおっしゃったけど、執行機関に対する質疑だけじゃなくて、そういうことでもいいのですか。

○はやお委員長 もう、それでもいいです。

○桜井委員 はい。今回のこの整備については、移転元である四番町が二つの大きな住宅があって、それぞれ違った形態もあったと思うし、そういう状況の中での移転なので様々な意見が出ているということは事実ですよ。で、それに対してこの企画総務委員会の中でも、もう去年から報告を頂いて、本当に住宅課の課長を先頭に課の方たちは大変な努力をされてきていると僕は思っています。非常に入居者の方に執行機関は寄り添ってという言葉を使っていたけど、本当にどういうことが足りないのか、どういうふうにしたらいいのかということをよく現場まで行って聞いていただいている。私も何人かの方から相談も受けています。区の人に来て、とっても親切に聞いてもらいましたという話も聞いています。非常にそういう面では大変なご苦労をされていると僕は思うし、去年からの陳情については、これはまだ整理の段階ではないでしょうけども、本当にそういうような声は聞いているというふうに僕は思っていますが、これはこういうことというのは、もうだからいいやということではなくて、恐らくずっと続くんでしょうね。

で、先ほど避難訓練の話なんかもありましたけども、やはり、今後の中でソフトの面でそういうものをカバーするというような、そういうようなことがやはりハードでは足りないものというのは当然限られたスペースの中だとできてきますから、そういうものでやっていかなければいけないというふうに思うし、またここまで建ち上がって、今日もあそこ前通ってきたんだけど、もうほとんど躯体もできていますよね。（「できている」と呼ぶ者あり）今から計画を変えてというのはなかなか難しい。四番町のほうも含めてですね。ところもあるんじゃないかなというふうに思っています。

で、どうなんでしょう、一つ聞いておきたいと思うんですけども、先ほど地下鉄の話も小枝委員から出ましたけども、今回の計画というのは、やはり時間とともにいろいろな地下道を造ってみるとか、駐車場をなくすとか、いろんなことがその場その場に出てきたことに対して対応せざるを得ない状況というのが出てきていますよね。で、特に道路沿いに面しているから、いろんなそういう面ではあそここのところの囲いが取られてくるとも

現実的なものが出てきて、よりいろんなそれに対しての要望というものが出てくると思うんだけど、そこら辺はどうするんですか、住宅課が窓口で話を聞いていくという形になるんですか。

○加藤住宅課長 例えば1階のほうに住宅の入居者の方々用の集会室だったりがございます。もちろん住宅に住んでいる方が集会室をお使いになるかと思うんですが、例えば地域の方々で使いになるという場合につきましては、多分これにつきましては住宅課のほうでまずは窓口となりましてそういったものの受付だったりというのをやらさせていただくことになろうかなというふうに考えてございます。それとあと地域の方々への、入居者の方々ももちろんご使用いただける「ちよくる」を、住宅の入り口のそばのほうに設置をする予定となっております。ちょっと何台かといったところは今詰めているところでございますが、そういった形で地域の方々と共存を図りながら住宅のほうを利用していただくというふうなところを考えているところでございます。

○桜井委員 はい。いいや。

○はやお委員長 いいですか。

じゃあ、木村委員。

○木村委員 最後。いろいろ、区も先ほどの移転補償料みたいに、最初よりは改善させている点もある。これは私も承知しています。ただ、荷物詰め、荷造りから荷解きまで全てやってくれる。下着とか任せるわけにいかないでしょう。たんすだってどれを処分するのかなんて勝手に決められないでしょう。ですから、関わらざるを得ないわけですよ。ちょっとそういうことはきちんと念頭に置いていただきたいと思いますね。

それで、やはりこれからの時代というのを私たちは考える必要があると思うんです。保健所が問題になっているけれども、今回のコロナで。あれ、二つを、効率優先で一つにしたでしょう。この間、話を聞いてびっくりしたけれども、採取した検体を入れる冷蔵庫を置く場所がないというわけよ。で、いろいろ応援団が来るけれども、応援団の人が座る場所がない。やはり効率優先でやっていくと、こういった危機的状況のときにはそのつけがやがて来るわけですね。

で、今回の場合、この問題は効率優先ということではなくて、そこで生活している人たちのやはり思いであったり安全であったりという人を大事に考えて、そして事に当たっていくという対応が、私は、今、行政に強く求められているんじゃないかなと思うんですよ。エンパイアステートビル、アメリカのニューヨークにある。1931年に造ったものだけれども、建て替えじゃなくてリノベーションでやっているわけですよ。あそこは地震がないところだから、そういうやり方でもいいんでしょうけれども、やはりこれからの時代、地球環境の問題とか、気候危機だとかと言われている下で、やはり一つ一つのそういう施策もそういう視点で、私はもう一度コロナ危機というのはそういうことをもう一度見詰め直す大事なきっかけになっているんじゃないかなというふうに思うんですね。で、その辺を念頭に置いて、やはりこの二つの公共施設の整備の在り方もどうなんでしょう、従来型のやり方じゃなくて、新しい、今、時代になりつつある下での整備の在り方ということも、もう本当に最後ですよ、再検討する余地というのが本当はないのか、どうでしょう。

○小川環境まちづくり部長 ただいま桜井委員そして木村委員から、貴重なご示唆を含むお言葉を頂戴いたしました。基本的にこれまでこのプロジェクトに関しましては、議회가

らも様々なご意見を頂き、現状のこの事務事業として到達点として、現在それを受けて事業を進めているわけでございますけれども、ご指摘いただきましたような、これから生じ得る様々な事象に対応できるような柔軟さといえますか、ソフト面でカバーをすることも必要じゃないかといったお話も頂戴しましたけれども、基本的にはこれまでのプロジェクトの進捗はこのまま進めるとしつつも、様々なカバーできる部分については我々もカバーをしてまいりたいと。いろんなことを想定することはさせていただきたいと思っておりますけれども、基本的にはこのプロジェクトについては進めさせていただきたいというような思いでございます。ご指摘いただいた生活者の思い、安全、そうしたものを非常に大切にを進めていくべきだということは我々としても肝に銘じているところでございますので、これからはもしっかりそのあたりを念頭に置いて事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○はやお委員長 ちょっと、もうずっとここを抱えてきて、四番町公共施設の本体のほうの工事、そしてまた仮住宅の、これも一応四番町プロジェクトということでは一つということになるんだろうと思うんだけど、今までも誰とは言わないけれども様々な意見がありましたよ。例えば、いろいろな計画が変わって長寿命化でやってきたじゃないかアパートのところはと。あっちのほうの棟についての整理については、そんなふうにすぐ変えるということじゃなかったじゃないかと、そういう中の話がありました。

それで、そういう中でも、実際、計画が進んで1棟一括という整理の中で来てしまっていると。ここで今実際のところについては相当進んでいるというこの中で、いま一度ちょっとここは、もうそのところを含めて、最終的にもう引っ張っても計画についての話ってちょっと一定程度これ以上議論してもしょうがないと思うので、どうなるのかということちょっと整理してもらって、そして片一方の仮住宅については、もう実際もうできているということからしたときに、今、桜井委員のほうの話がありますように、またみんな様々がある、いろんな意見がありました。例えば、高齢者の避難方法がどうなっているのか、エレベーターの本数というのは、これはそちらからするとちゃんと合法的に、そしてまた様々なケースとして台数で決めたよねと。それでも、このところについて心配されていることは事実なんで、それを運用だとか、もしくはハード的にも、まあ、部分だと思っただけでも、もう一台増やすというのはもう構造的には無理なことだから、何か工夫というものも整理をしなくちゃいけないだろうと思う。それで、たんすが置けないというのはどうするのか。そしてまた内廊下になっちゃっているご心配があるよね。換気の問題。こうやって、加えていろいろなことが、多分、住宅課長のところに寄せられていると。そこをもう一度聞いていただいて、そここのところも整理して、ご安心いただけるようにするしかないだろうと思うんだよ。こういうふうに整理しますよという仮住宅についての今できることを、今考えている内容をきちっと整理して、それをもって一応一定程度の整理にしたいと思うわけ。だからそれをちょっと整理していただくと。

それで、計画の見直しについては、これはかなり厳しい話だと思っているので、今、私はね、私の結論で言うわけではないだろうけれども、様々、小枝委員、岩田委員、木村委員はやっぱりもう少し踏ん張って整理できるんじゃないかという考えと、今まで推進してきた、いろいろ様々な、桜井委員だとか、私も2棟の話はしていましたよ。けれども無理だと思う、もう計画的に厳しいと思う。だからそういうところを含めて、もうこういうふ

うなところに、ただし、じゃあこの計画で行くねと。でも今回のことを反省して何を学んだかという整理はしてもらいたいわけ。今後、進め方がこうだろう。記録の残し方もこうだろう。でもこういうことになった1棟一括によって、本当に今できることというのは何だろうか。もしそういう結論に至るのであれば、その辺のところも含めて、もうこれ引っ張って引っ張って結論を延ばすつもりもないので、ちょっとこのところについて一定程度整理してもらって——はい。（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

休憩、はい。ちょっと今そこで。じゃあ休憩します。

午後3時04分休憩

午後3時22分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

いろいろと皆様のご意見頂いております。計画はどんどん進んでおる中で、最大限に運用面、ハード面でやっていきたい。そして、木村さんをはじめとしたいろいろな意見の中で、まだ様々な変更の方法があるのではないかということのご意見も頂きました。この意見も踏まえまして、正副で預からせていただいて、次回の陳情審査のときにある程度の資料ができますよう、正副並びに執行機関のほうと整理をして、皆さんに再度お諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、この3件につきましては継続とさせていただきますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。